

クリーニング事業者のための インボイス制度解説

— 第3回 消費税の課税事業者である場合の対応 —

2023年(令和5年)の10月1日から消費税の「適格請求書等保存方式」=いわゆる「インボイス制度」が始まります。

シリーズ3回目の今回は、自社が消費税の課税事業者である場合に、インボイス制度の開始にあたって検討すべきポイントについて解説します。自社が「原則課税事業者」である場合と「簡易課税事業者」である場合のそれぞれについて、顧客(売上先)への対応と仕入先への対応の両面から考えてみます。

最後に「むすび」として、インボイス制度の10のポイントをまとめたので参考にしてください。

このシリーズは、税理士法人みずほにご執筆いただいています

まず、改めてインボイスの定義を確認しておきます。本制度における「インボイス」とは請求書などに適用税率や消費税額などを明示したもので、税務署が**新たに発行する登録番号**を記載したものです。

自社(あなたのクリーニング店)が現在、消費税の課税事業者である場合に、「原則課税事業者」の場合と、「簡易課税事業者」の場合のそれぞれについて、必要な対応を確認しましょう。

1. 自社が原則課税事業者の場合

(1) 顧客への対応

自社が消費税の「原則課税事業者」の場合、一定程度の取引規模があり、「一般顧客」(インボイスを必要としない顧客)の他に、「事業を営む顧客」(インボイスを必要とする顧客)を有するのが通例だと思われます。

過去の掲載で既に説明した通り、皆さんの顧客のうち「事業を営む顧客」については、皆さんがインボイスを発行しないと**仕入税額控除**(仕入にかかる税を売上にかかる税から差し引くこと)ができなくなり、その分顧客が納める消費税が増加する

ことになってしまいます。

自社は既に課税事業者であるわけですから、顧客への対応としては税務署に「適格請求書発行事業者の登録申請書」を提出し、インボイス発行事業者になれば足りることになります。

この場合の留意点として、次のことが考えられます。

！ インボイス発行事業者になる場合の留意点

① 発行したインボイスの控への保存義務

◆ 控への保存期間(インボイスを交付した日の属する課税期間の確定申告書の提出期限から起算して)は7年間。法人も個人事業主も同じ。

◆ 控への様式に制約はない。交付したインボイスそのものを複写したものでなくても、インボイスの記載事項が確認できるものであればよい。

(例) レジのジャーナル等

② 簡易インボイスの発行もOK

◆ 不特定多数の顧客を対象とする事業者の場合は、「簡易インボイス」の発行が認められている。

※ 正式なインボイスよりも記載要件が緩やかです(詳細は11月号参照)

図表 1 仕入先への登録番号の通知と依頼に関する文書例

20××年×月×日

●●●● 御中

株式会社クリーニング洗太

適格請求書発行事業者登録番号のお知らせと
依頼について（お願い）

拝啓…

さて、2023年10月から適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）の導入が予定され、税務署長に申請して登録を受けた課税事業者である「適格請求書発行事業者」が交付する「適格請求書」等の保存が仕入税額控除の要件となります。

そこで、弊社の適格請求書発行事業者登録番号をお知らせすると共に、貴社の登録番号等について、弊社までご連絡いただきたくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 弊社登録番号
T××××××× ××××××

2. 課税事業者のご確認および登録番号に関するお願い
課税事業者の場合、貴社の適格請求書発行事業者登録番号を以下の問合せ先までご連絡願います。
また、課税事業者以外（免税事業者等）の場合は、その旨ご連絡をお願いいたします。

3. 問合せ先
株式会社クリーニング洗太
（連絡先…）

以上

図表 2 原則課税事業者の仕入先への対応

■原則課税事業者の仕入先への対応

仕入先が、消費税の事業者形態（免税・原則課税・簡易課税）いずれかについて、可能であれば確認する。
仕入先が免税事業者の場合には、インボイスの発行事業者を選択するかどうか可能であれば確認する。

1 仕入先が、免税事業者を継続する場合、取引価格について再検討・交渉する。

2 仕入先を免税事業者からインボイスの発行事業者に変更することを検討する。

3 現在のまま取引を継続する。

⚠ p6～7に詳細を掲載。下請法等に抵触しないよう、交渉は慎重に行いましょう

（2）仕入先への対応

自社が原則課税事業者の場合、仕入先（溶剤などの資材や機械の購入先、その他の経費の支払先）への対応は非常に重要となります。

仕入先からインボイスを入手できないと**自社で仕入税額控除ができなくなり、自社の消費税の負担が増え**てしまうからです。

この場合の具体的な対応としては、まず仕入先について、課税事業者か免税事業者かを確認しておく必要があります。

免税事業者に対しては、インボイ

ス制度の開始に伴って課税事業者に変更する意思があるか否かの確認も必要になってきます。

しかし、現実的には仕入先に直接確認しづらい場合もあると思います。

この場合の確認方法の一案として、自社がインボイスの発行事業者の登録申請を済ませ、登録番号を入手した後に、仕入先に対し自社の登録番号を通知すると共に、仕入先から「登録番号」や「免税事業者である場合はその旨」について文書で回答を入手する方法が考えられます（図表1）。

次は、仕入先が「免税事業者」で

あった場合の対応です（図表2）。

この場合の交渉は、慎重に行う必要があります。というのは、交渉の仕方によっては下請法等に抵触して公正取引委員会から調査等を受ける可能性があり得るからです。

なお、消費税率が8%から10%へ引き上げられた際に話題となった消費税転嫁対策特別措置法（消費税の円滑な転嫁を目的としたもの）は、令和3年3月末日をもってその効力を失っています。しかし、失効後においても取引上優越的地位にある事業者が「一旦決めた対価を一方的に

値引き要求するといった行為を行う場合は、優越的地位の濫用として独占禁止法に違反するおそれがあります」との公正取引委員会の見解が示されていますので、この点についての注意が必要です。

この場合の対応策として次のような方法（p6～7）が一般的に検討されています。設例を参照しながら具体的な影響額を自社に当てはめて考えてみてください。

3つのケースでの消費税の納税額と利益の比較

- ・売上は50,000円（税抜）、消費税5,000円とします。
- ・仕入は下記の場合を想定します。

現状の場合	仕入金額 20,000円（税抜）、消費税 2,000円
（ケース1）インボイスを入手した場合	仕入金額 20,000円（税抜）、消費税 2,000円
（ケース2）インボイスを入手できなかった場合	仕入金額 22,000円
（ケース3）消費税相当額の値引きを受けた場合	仕入金額 20,000円

設例① 自社が原則課税事業者の場合

《それぞれの場合において納付する消費税》（単位：円）

（現状の場合）		（ケース1の場合）		（ケース2の場合）		（ケース3の場合）	
預かった消費税	5,000	預かった消費税	5,000	預かった消費税	5,000	預かった消費税	5,000
支払った消費税	2,000	支払った消費税	2,000	支払った消費税	0	支払った消費税	0
納付する消費税	3,000	納付する消費税	3,000	納付する消費税	5,000	納付する消費税	5,000

《それぞれの場合における損益計算書》税抜処理

（現状の場合）		（ケース1の場合）		（ケース2の場合）		（ケース3の場合）	
売上	50,000	売上	50,000	売上	50,000	売上	50,000
仕入	20,000	仕入	20,000	仕入	22,000	仕入	20,000
利益	30,000	利益	30,000	利益	28,000	利益	30,000

設例② 自社が簡易課税事業者の場合（クリーニング業＝「サービス業」のみなし仕入率は50%）

《それぞれの場合において納付する消費税》（単位：円）

（現状の場合）		（ケース1の場合）		（ケース2の場合）		（ケース3の場合）	
預かった消費税	5,000	預かった消費税	5,000	預かった消費税	5,000	預かった消費税	5,000
みなし仕入に係る消費税	2,500	みなし仕入に係る消費税	2,500	みなし仕入に係る消費税	2,500	みなし仕入に係る消費税	2,500
納付する消費税	2,500	納付する消費税	2,500	納付する消費税	2,500	納付する消費税	2,500

《それぞれの場合における損益計算書》税抜処理

（現状の場合）		（ケース1の場合）		（ケース2の場合）		（ケース3の場合）	
売上	55,000	売上	55,000	売上	55,000	売上	55,000
仕入	22,000	仕入	22,000	仕入	22,000	仕入	20,000
租税公課（消費税）	2,500	租税公課（消費税）	2,500	租税公課（消費税）	2,500	租税公課（消費税）	2,500
利益	30,500	利益	30,500	利益	30,500	利益	32,500

仕入先が免税事業者であった場合の対応

①仕入先に対しインボイスの発行事業者となるよう促す

仕入先がインボイスの発行事業者にならなければ、自社は仕入税額控除ができないため、結果として自社の消費税の負担が増えてしまいます。この点を仕入先に対し充分説明し、その結果、仕入先がインボイスの発行事業者になることを選択した場合には、自社の消費税の負担や利益は従来と何ら変わらないこととなります（設例①／ケース1の場合）。

②仕入先に対し消費税相当額の値引きをお願いする

①の対応に対して、仕入先が免税事業者であり続けたい場合に、消費税相当額の値引きをお願いするものです。消費税相当額の値引きが実現すれば、自社にとってはインボイス制度に伴う消費税の追加負担は生じないことになります。この場合、申告時の納税額は現状よりも多くなりますが購入時に同額の支払いを行っていないわけですから、最終的なキャッシュフローおよび利益も現状と変わりありません（設例①／ケース3の場合）。

12月号に記載したとおり、インボイス制度には経過措置があつて、免税事業者である仕入先からインボイスを入手できなくても制度開始後6年間は一定割合（施行後3年間は80%、その次の3年間は50%）の仕入税額控除が認められています。

この経過措置の期間を含めて交渉していくことも考えられます。

③ インボイスの発行事業者に仕入先を変更する

①&②の対応が不調に終わった場合に、「仕入先の変更」を検討するというものです。インボイスを発行できない免税事業者から仕入れた場合には、自社にとって消費税の納税額が増えて利益が減少してしまう（**設例①／ケース2の場合**）わけですから、合理的な経済活動としてはあり得ることです。

ただし、仕入先が自社と長年にわたって緊密な関係を構築している場合もあります。また、仕入先が自社にとって必要な技術・能力・ノウハウなどを持っている場合もあり得ます。こうした仕入先を金額だけの優劣で失うわけにはいきません。インボイス制度の開始を機に仕入先との関係を見直してみてもいいかもしれません。

④ 従来の取引条件のまま継続取引を行う

仕入先がインボイスの発行事業者にならない場合であっても、従来の取引条件のまま取引を継続するというものです。ただし、この場合には消費税相当額だけ消費税の納税額が増えて、自社の利益が減少するのを受け入れることになります（**設例①／ケース2の場合**）。

③ 自社が簡易課税事業者になることの検討

2期前の消費税の課税売上高が5000万円以下の事業者の場合、原則課税以外に、事務負担の軽い「簡易課税制度」を選択することが可能です（なお、この簡易課税制度は一旦届出を行うと廃止届を提出しない限り有効です）。

クリーニング事業者の場合、消費税の課税売上高に対する課税仕入高の割合（以下、仕入率）が50%を超える場合には「原則課税」の方が「簡易課税」に比べて消費税の納税額が少なくなります。

このため、課税売上高が5000万円以下の事業者であっても、事務負担の大きい原則課税を選択している事業者もあると思います。

しかし、インボイス制度の開始にあたって、インボイスを入手できない仕入先との取引が増えて、「仕入率」が50%を下回ることが生じるかもしれません。

この場合には、原則課税制度から簡易課税制度への変更を検討することをお勧めします。

2. 自社が簡易課税事業者の場合

① 顧客への対応

自社が簡易課税事業者の場合、顧客への対応については、原則課税事業者の場合と変わることはありません。前述（p4）「1. 自社が原則課税事業者の場合（1）顧客への対応」を参考にしてください。

② 仕入先への対応

自社が簡易課税事業者の場合には、仕入先がインボイスの発行事業者であるか否かによって消費税の納税額に影響が出ることはありません。

自社が簡易課税事業者の場合、納める消費税は、課税対象となる売上高を基準として一定の「みなし仕入率」を使って計算するため、仕入金額がいくらであるか、あるいは仕入先が免税事業者であるか否かは影響しません。このため、基本的には原則課税事業者の場合のような対応は必要としませんが（**設例②／ケース1・2の場合**）。

仕入先が免税事業者で、消費税相

図表3 課税事業者の対応まとめ

	原則課税事業者	簡易課税事業者
顧客への対応	事業を営む顧客がいる場合は、原則としてインボイスの発行事業者になることを選択する	左と同じ
仕入先への対応	p6～7のとおり	特別な対応はなし。 仕入先がインボイス発行事業者であるかどうかは消費税の納税に影響しない

3回に渡ってインボイス制度の概要を解説してきましたが、そのポイントをもう一度整理してみます



インボイス制度のまとめ 10のポイント

1

「インボイス」とは、請求書などに**適用税率や消費税額などを明示した**もので、税務署が新たに発行する登録番号を記載したものです。

11月号

2

インボイス制度の下では、**インボイスを入手し保存することが仕入税額控除の要件**に追加されました。ただし、インボイスの入手が困難な一定の取引（3万円未満のバスや鉄道の旅客運賃等）については、帳簿のみの保存で仕入税額控除の要件を満たします。

11月号

3

インボイス登録事業者には、課税事業者からインボイスの交付を求められた場合に、**インボイスを交付する義務**があります。一般顧客や免税事業者である顧客に対しては、これまでの形式の請求書等で対応が可能です。

11月号

4

不特定多数の顧客に対しては、宛名を省略する等の「**簡易インボイス**」の発行が認められています。

11月号

5

インボイスの発行事業者となるためには、**登録申請書を税務署に提出**する必要があります（申請を郵送で行う場合の送付先は「各国税局のインボイス登録センター」）。インボイス制度の施行日（令和5年10月1日）から発行事業者となるためには原則として**令和5年3月31日までの提出が必要**です（ただし、困難な事情がある場合は令和5年9月30日まで）。

11・12月号

6

課税事業者が簡易課税を選択した場合の事務負担は、原則課税を選択した場合よりも相当軽くなります。簡易課税の適用要件を満たした場合には、消費税納税額がほぼ同額であるならば**簡易課税の選択を検討**すべきです。

12月号

7

免税事業者については令和5年10月1日の属する課税期間に限り、簡易課税適用の事後選択（その課税期間の末日までにおける簡易課税制度の適用申請）が認められています。

12月号

8

免税事業者がインボイス発行事業者の登録を受けるためには、登録申請書に加えて「消費税課税事業者選択届出書」を提出する必要があります。ただし、令和5年10月1日を含む課税期間中に登録を受ける場合は、**登録を受けた日から課税事業者となる経過措置**が設けられています。この場合、選択届出書の提出は必要ありません。

11・12月号

9

諸事情によりインボイス発行事業者の登録を取りやめて免税事業者に戻りたい場合に、⑧の経過措置を適用してインボイス発行事業者になった場合と、そうでない場合とでは**提出書類と免税事業者に戻ることができる時期が異なる**こととなりますので注意が必要です。

10

免税事業者がインボイス制度開始にあたって検討すべきと思われる事項をチャートにまとめました（p9）。ご参照ください。

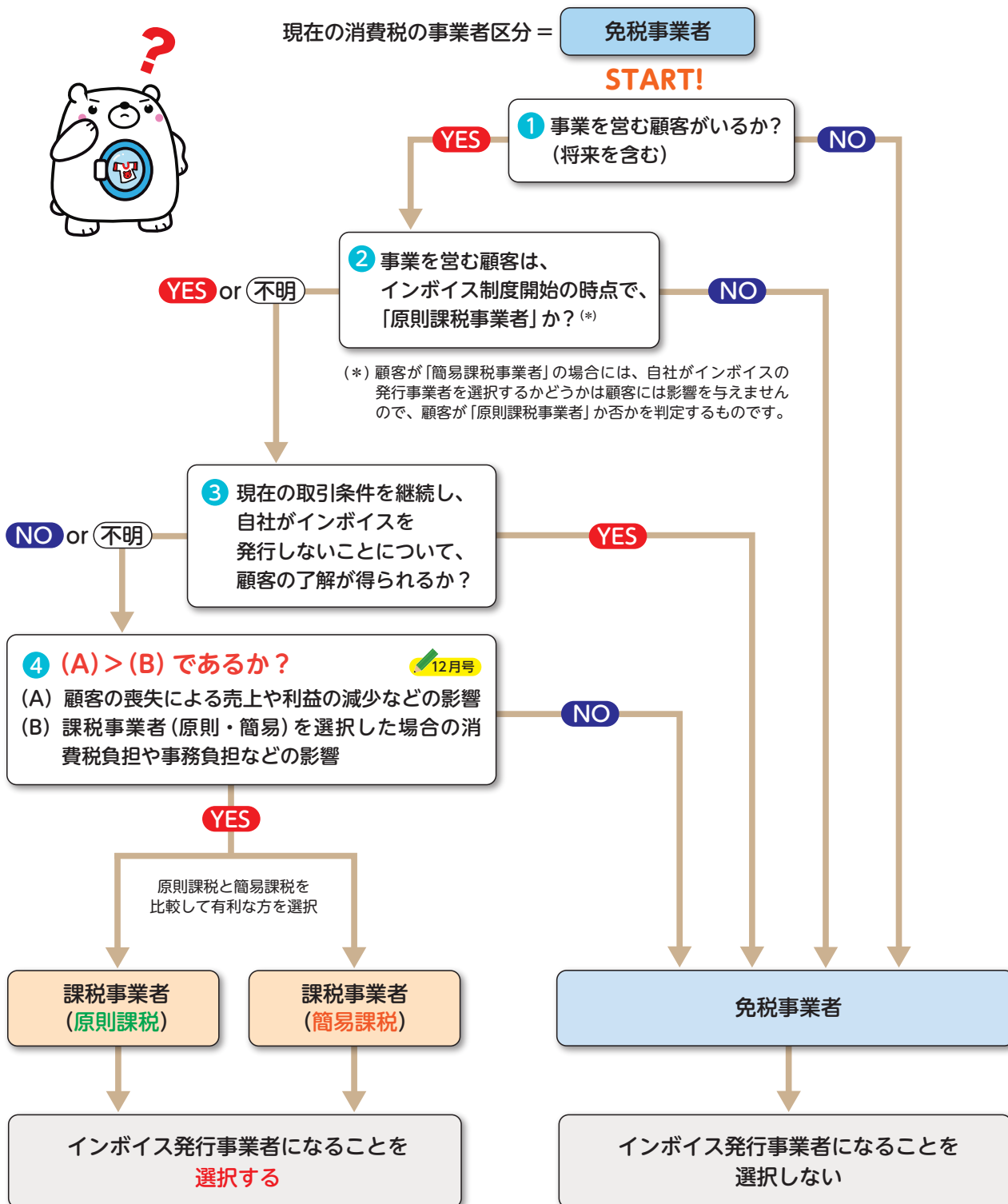
4. むすびに

令和2年度の国の税収は、コロナ禍にも関わらず、過去最高額であったことが公表されました。また、国の税収のうち消費税の占める割合が最も高くなって34.5%となりました（所得税31.6%／法人税18.4%／相続税3.8%／その他11.7%）。平成元年に税率3%でスタートした日本の消費税ですが、およそ30年が経って税率は10%となり、国の税収の筆頭の地位を占めるに至ったということです。

税率10%となったばかりの日本の消費税ですが、それでもヨーロッパ諸国（多くの国の税率は20%程度）に比べるとまだ低い水準にあります。事業経営にあたって、さらなる税率の引上げや簡易課税事業者の適用範囲の縮小、制度の手直し等が今後行われる可能性も視野に入れておくことも必要でしょう。

当額を値引きしてくれた場合には、納付する消費税額は変わりませんが、仕入金額が消費税相当額だけ少なくなつて自社の利益は増加することになります（**設例②／ケース3の場合**）。

インボイス制度にむけて免税事業者が検討すべき事項（フローチャート）



●国税庁HP内インボイス制度特設サイト

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm>
「インボイス制度特設サイト」で検索

●軽減・インボイスコールセンター 0120-205-553（無料）【受付時間】9：00～17：00（土日祝除く）